

総務文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成27年11月19日(木)
- 2 会議時間 12時59分開会 16時03分閉会
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿
委員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：渋谷直親
- 5 説明員 企画課：松浦課長、田本課長補佐、宇都宮企画政策係長
教育長：伊藤 登
学校教育課：上出課長、石津給食センター所長、宇都宮栄養教諭、高島主事
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
 - ①まちづくり基本条例の町民意見提出制度について
 - ②学校給食における危機管理について
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

議件（1）所管事務調査について

①まちづくり基本条例の町民意見制度について

委員長：（高橋政悦）ただいまから総務文教常任委員会所管事務調査を行う。説明員として出席されている企画課から職員の紹介の後に説明を願う。

松浦課長：説明員の紹介後、資料の説明（別紙資料のとおり）P14からの説明は係長が行う。

宇都宮係長：課長に続いての資料の説明（別紙資料のとおり）

委員長：質疑のある委員は意見をお願いします。

北村委員：26年度の町民意見提出制度の結果について話があったが、意見なしという結果を踏まえて当該企画課の考え方として今のままでいいと思っているのか。審査委員会でも変える必要はないという答申が出ていたと思うが、意見なしとしてよしとされているのか。

松浦課長：意見なしというのは期間を定めて意見を聞いているが、関心のない部分もあるのかもしれない。町民が計画などについて意見を出せるシステムになっている。特に申し上げることはないという部分でも考えられる。ホームページなどに原案なども出している。

北村委員：過去においてパブリックコメントが出されていたことはあるのか。

宇都宮係長：過去には一番多い年で16項目や13項目出されていることもある。平成24年度はなかった。総合計画などを出している年や「いきいきふるさと寄附条例」などの関心が高い年などは提出が多かった。

松浦課長：平成27年度については、すでにパブリックコメントは4件終わっている。観光資源再生基本ビジョン案には3件の意見があった。

北村委員：全くないわけではないことはわかった。その出されたパブリックコメントで出された意見に基づいて何らかの修正などはあったのか。できない理由がなされているような気がするが。

宇都宮係長：資料がないので記憶の部分になるが、例えば「いきいきふるさと寄附条例」ではパブリックコメントの中にアイスホッケーを含めてはという意見があり、実際に役場の案にアイスホッケーの振興に関してのメニューも入れた記憶がある。反映されたものもあると思っている。

北村委員：平成15年に提案されて18年から条例が施行されているが、本来の趣旨が生かされているのか。そして満足されているのか。そういう評価を庁舎内や審査会ではどうなのか。

宇都宮係長：本来町民が主体となって協働のまちづくりが目標となっているが、発展途上の部分がある。パブリックコメントや情報の公表などのマニュアルをつくり、理想に到達しているかどうかかわからないが、職員間には制度については徐々に浸透していると思う。協働のまちづくりとなると目標が高く発展途上に思っている。委員からは更に時間がかかるものなので研修を行い、職員に浸透しなければ町民に理解されるものではないのでしつこく繰り返しの研修で勉強してほしいと言われている。

鈴木委員：8ページの審査会の構成はどのようになっているのか。

松浦課長：役場職員はいない。7名の町民で構成されている。

鈴木委員：条例を制定したのは議員なので議員も本来は入るべきと思うが、単純になぜ委員に議員がいないのかと思った。議員が絡まっていないのは議員の責任もあるのではと思った。正直な感想を言うところの感じでは誰も関心を持たないだろうと容易に想像できる。町民が参加したいというのはこういうことではないということが現実的にわかるところだが、条例がある以上このとおりにやらなければならないとなっているのも難しいところだが、町民に対して例えば「実は町民にはここの部分を特に議論してほしい」というような書き方をした方が工夫になると思うが、そういうことも必要になるのではないのか。業務的にそういう事は可能なのか。意見交換な部分もあるのでお聞きしたい。

松浦課長：先ほども言ったが、26年度はこういうテーマでやっているという周知はしているが、ど

んな計画書なのかということとは役場に来なければ見ることができないとかあると思う。厚い計画書ではなく、概要版のような要約されたものがあればよいのかと思ったりもしているが、概要版を作る作業も大変である。最低でも計画書は4月から載せることになっている。観光資源の計画書についても載せているので意見も出てくるのではと思っているが、他の町の状況を見比べながら研究をしていくことも必要だと思っている。しかし概要版については時間的な余裕がないこともあるが、少しでも分かりやすい表現も必要だとは思っている。

鈴木委員：まさに概要版を作るのは二重の作業になり大変だとは思う。評価できるのは質問したことがすぐに反映されているところはわかりやすくなっていると思う。ポイントとして、今年はここが変わっているなど、作り手にはわかっていると思うが、町民にわかりやすくするための意見を聞いたり、工夫をするための検証も必要だと思う。

木村委員：鈴木委員の質問に関連するが、国の制度が変わった段階で変えなければならない計画については、国の制度が決まっているのでどうしようもないというのがある。町として国は国としての制度には幅がある部分もある。町としてどれくらいやれるのかという部分の提案には予算が伴うが、そういう提案の部分为重点として意見を聞くようにしなければ、この内容であれば非常に意見を出すのも難しいと思う。形式的にしか受け止められないという要素も含まれているのでそのところを工夫してはどうかと思う。そうでなければ基本条例の方向性が形骸化していく感じがしている。もう一点は住民に聞くテーマの取り扱いについて、子育て支援の部分であれば具体的にそこを利用している住民の方や、障害者計画であれば障害者に関わる方や本人に重点を付けながら意見を収集する方法を考えていかなければ、住民の意見を聞く場合の結びつきが薄れていくのではないか。

松浦課長：国の制度で条例を設けなければならないということもある。基本的に国からある程度示された案的な条例もある。町として上積みしたりする部分にはパブリックコメントにおいて別な表現ができれば少し町民にも意見が出せるのではと思う。国が決めたものについて意見を言っても変えられない部分もあると思うが、パブリックコメントを求めるときにわかりやすくすることも必要だと思う。子育て支援計画や地域支援計画などあるが、案を策定する中で、役場職員だけで決めた計画ではなく、策定に関わっては関係団体の意見を聞いて案を作っている。最終的には取り入れた中で最終的に一般の意見を聞く制度として進めているので、役場の担当者だけが考えているというものではないと思う。意見を考慮して進めているのでよろしくお願ひしたい。

口田委員：基本条例は機能すればまさに素晴らしいものだが、中身を見ると時間がかかるという理由もあるかもしれないが、それ以前に基本は町民の意見を聞かなければならないと思う。やり方としてどこに問題があるのかと言うと、意見提出制度においては今まではどういう方法で行っているのか。上から目線にはなっていないか。「お前ら何かあれば出しなさいよ」という風を感じられる。そうではなく下から目線で「何かないか」というようにしなければならぬのではないか。そういうところに問題点があるのではないか。私だけの考えかもしれないがどうか。

宇都宮係長：様々な制度があるので、制度そのものが行政で作った案に対して意見を求めるものなので、上から目線のつもりはないが仕組み自体がそういうことになっている。企画立案から町民を含めて作るなどの方法を組み合わせるのも一つかもしれない。パブリックコメント自体はそういう仕組みなのかと思う。

口田委員：策定委員だけで計画を立てるものなのか。

宇都宮係長：高齢者福祉計画などの計画を作ろうとするときには要項などを作り、公募された委員や福祉関係団体から推薦されたりと、色々な方々に参画してもらっている。

口田委員：そういうことは、意見提出制度で意見を聞くというのは何を聞かんとしているのか。

宇都宮係長：住民参加して作った計画案などの最終に近い段階で、最後に意見とか間違っていないかなどの最終原案に近いものに対して聞くのがパブリックコメントということで、対象になるのは町民以外にも対象となる。利害関係となる方だけではなく、幅広い方が対象になるのでできあがった案に対して「どうですか」というような意見を聞くような形式になっている。

口田委員：そういう仕組みになっているのか知らないけれど、私の考えでは、その案をこう考えているがどうなのかと、案ができる以前の話というのではないのか。できてからどうのこのというものではなくて町民から聞くものはないのか。

田本補佐：町民意見という言葉の考え方だと思うが、制度的に町民意見提出制度というのはできあがった案に対して意見をもらう仕組みとなっている。町民参加という意味においては策定委員会で練り上げの段階から意見を聞いて作るなど、場合によっては住民に広く意見を求める場合もある。今後どうやって町民の意見を聞いていく形をつくるのかがポイントであると思う。町民意見というのはいくつかの仕組みで行っているの、町民参加ということにおいてはこの条例でも定義をしており、その方法によって行うことになっている。

口田委員：詳しくわからないが、要するにできあがったものに対してどうだということであって、初めからの町民の意見を組み入れた中での色々な提案ではないということか。難しくてもわからない。

北村委員：まちづくり基本条例を作ったのは高薄町長の肝いりだったと思うが、他の町村に先駆けて行っており、大変いいことだという思いを持ったことがある。結果的に私は検討委員会の委員になったことがあるが、13回くらいの委員会があり議論をしてきたが、当初議会議員をどうするのかという話もあったが、議員は議会の中で決めていくのでそこで議論したらよいのではということと、議員以外の声を反映できなくても困るということもあった。議員の傍聴などもあったが、議員としての感想も述べてほしいと言ったこともある。条例の第1条にある「町民・議会・行政がお互いに尊重し合って」という趣旨をどう実現していくかということがあると思う。そのために基本条例があると思う。これを基に町民参加のまちづくりが推進されなければならないのに、10年経ってできていないならどこに問題があるのかを検討をしなければならないし、見直しもしなければならないと思う。パブリックコメントを求めるにしてもウェブページの中で「こういうものができた」と、特定の専門家の意見を含めての策定委員会で作り上げたものを最終的にできあがったものをパブリックコメントとして出したときに、なかなか言いづらいところもあると思う。ホームページにその案ですら、アップされておらず、わざわざ役場まで行って資料を見なければわからないという状況が10年間続いてきている。もう少し一般町民の意見をどう汲み上げるのかという姿勢で執行側が議員も含めてなされてきたのかということが問われているのではないかと。例えば広報の中に簡単なアンケートのようなものを入れてみたりすることを検討してもよかったのでは。今できているのかどうかを審査委員会の責務はそういうところにあつたのではないかと。基本条例を基にして「いきいきとしたまちづくり」ができていないのであれば結果的にはアリバイ的な色々やった上で意見がなかったという一種の開き直りの言い訳にしかなくなってしまうのではないかと。他町に比較すると議会についてはかなり狭い範囲になっている。思い出してみると議会に配慮して縛りをかけない方がいいということだった。議会としては委員会で作った案なので、意見を尊重した中で案をいじらないようにして受けざるを得ないだろうというところで決まった記憶がある。そういう状況の中で今日を迎えているだろうと思う。本来の目的が清水町では仏作って魂入れずみたいなものが多いと感じる。そこを考える必要があるのではと考えている。

委員長：意見として聞いておく。

中島委員：P7の13条の2にある条例の内容だが、いま議員は13人だが、12分の1なので2人いれば発議できると理解しているのか。

宇都宮係長：そのとおり。この制度はどちらかというと住民投票と書いてあるが、実際にはこの条例で投票制度を作ったという意味ではなく、例えば議会から住民投票をする条例を作れば住民投票ができるという内容になっている。

中島委員：これは年度を調べると議員定数が18人だった時のものと思う。12人のところ13人だから1人オーバーしているから、同じ解釈でいいが先ほど3年に1度くらいは見直しをしていると言っていたが議員の定数が変わったことによりどうなのかという部分はいかがか。

佐藤局長：12分の1というのは地方自治法からきているのではないか。

中島委員：いまでもその自治法は生きているという解釈か。

加来議長：議会に提案できる発議だけ。

中島委員：13人だから2人いればよいということか。自治法で12分の1と書いてあるのか。

佐藤局長：書いてある。

中島委員：議員が12人以下になっても、それは生きるということか。

佐藤局長：法律上はそうなっている。何人だろうと変わらない。

中島委員：8人なら1人でもできるということか。

佐藤局長：その話はことは関係がない。

中島委員：たいしたことではなかったようだ。次に私の一般質問でも話したパブリックコメントについてだが、人口減対策の関係で質問したつもりだったが、期間の問題があったと思う。係りについては条例規則にあることなので守って仕事をしなければならないことはよくわかる。しかし基本条例の中で私が議員になってすぐに提案されたことだと思うが、私は最初から疑問を持っていた。住民説明会に代えて期間を短縮して直接意見を聞いた方が町民は意見を言いやすいのではないかという意味で今回は話をしたつもりだった。そこについて、結局こういう条例ができていないからではなく、この部分は対象外でひざを交えて住民説明会で話をするという部分もあって、期間の短縮を図る方法を考えてよかったのではと思っている。パブリックコメントの30日以上というのを何とか重要案件であっても短縮するというのを条例として追加することはできないのかということを担当課長や係としての考え方を聞かせてもらいたい。

松浦課長：パブリックコメントを行うことは問題ないということではよいか。

中島委員：最初から疑問に思っている。

松浦課長：そうですね。パブリックコメントについては今回の人口減少に関わる各町村計画をすでに作っている町村もあるが、その中で基本条例を設けているところは7町村あり、基本条例を設けていないところでも要綱を定めてパブリックコメントを行っているところもある。期間については1か月もあれば2週間のところもあるようだ。説明のとおり今回の計画では町民の意見を100人懇談会により聞いているところだが、それに参加されていない方や説明会に来ていても意見の反映については案でしか示していないのでそういう事を含めて最終的な町民の意見を聞くために必要なものと考えている。期間についてはインターネットをやっている方が増えていることもあり、1か月がいいのかどうかは今後検討する余地はあると思う。条例があるところでは期間は1か月が多いようだ。周知についても広報に載せているが農村部については月初めでなければ届かない場所もあり、1か月は必要なものと考えている。住民懇談会も広報紙に周知文書を織り込んでと考えていたが新聞折込みの方が農村部には伝わるだろうということで考えている。

中島委員：私は、パブリックコメントについては賛成できないのは今でも変わらない。しかし、可決されたので職員はそれに沿って仕事をしなければならないだろうと理解はしている。私が話したのはパブリックコメントを完全にやめるといっているのではなく、緊急を要するものをただ決まっているからただ流れの中でやるというものではないのでは。住民説明会を2日間やるのであれば先に行ってからパブリックコメントを後でやるとか、そういうやりとりをただやったというアリバイ作りをしてからという部分に疑問を持っている。パブリックコメントを全部とは言わないが、住民説明会に切り替えるなどの方法は取れないものなのか。緊急を要するものは柔軟に対応するなど案件によって考えることはできないものか。

宇都宮係長：現行の仕組みとしては、基本条例14条に1か月の期間とあるが、やむを得ない理由があるときには期間を短縮することができる。若干短縮することはできるが相当の理由が必要になると考えられる。別表にも町民意見提出制度について、複数の審議会や説明会を行う時には必ずパブリックコメントを入れるようにというマニュアルがありそういう方向になっている。

中島委員：今の制度はわかっている。案件によっては考えられないのかと言っている。住民説明会をやめるとかそういう事を言っているのではない。その辺を柔軟にもう少し考えられな

いのか。原則というが、原則ではないものもあるがそういうところはどうするのか。条例に沿っていけば、何か言われたときに職員の説明は条例に沿って行っているという回答だけで終わることができる。条例を変えない方が職員は楽ができる。だからパブリックコメントには賛成ができないというところでもある。逃げ道にもなっている。説明責任をパブリックコメントということで回避できるところもある。それが悪いと言っているわけではないが、10年経ってどう流用していくのか。今回のように交付金が早かったか遅かったかという質疑も出ていた。そういうときにそういう事をうまく使えなかったのかということで質問をしている。今の制度がどうのこうのということは全く変える気がないという風にしか聞こえない。今の状況では変えられない、変える気はないというように理解していいのか。学校の先生が生徒に質問はないかと聞いたときに、質問する人は理解をしている子で、全く理解していない子は質問をしない。全く分からない人からは質問は来ない。それを何もないから町民は理解してくれたという置き換えになっていないか。だから私は住民説明会の方がいいのではという話をしているが、その辺からいってもケースバイケースの方法で柔軟に検討してみてもいいのではと思うがいかがか。

松浦課長：戦略の関係については新たな計画でもあり、慎重に扱いたいというのもあった。10条は町民意見提出制度で11条の中に制度に対象になる事項が書いてある。その中に迅速性を求めるときには本手続きの対象としないと書いてある。急ぐ案件については、原則は行いうけれどもパブリックコメントをしなくてもよいという項目もある。しかし新しい事業ということで町民の意見を伺った上で丁寧に行いたいということもあった。ご理解願いたい。

中島委員：堂々巡りなので、全くそういう部分では10年間皮肉った捉え方をするとこの条例で北村委員も言われたが、満足しているという理解を思わざるを得ない。最後に私が何年前かに土地利用計画についての質問を行っている。最近の経験から言うとまちづくりのベースとして土地利用計画をしっかり持っていなければならぬはずだと思っている。この資料の中に公園の配置など書いてあるが、都市計画の決定については何も触れられていない。字が小さく見づらいところもあるが、町民には将来の清水町の土地利用計画を提示すべきと思っている。都市計画図の中には用途指定はあるが、この中に都市計画について載っていない。公園の配置も都市計画の土地利用の中で出てくる計画でもあるが。総合計画と基本構想で総合計画の基本計画は都市計画という置き換えはできない。私が言っているのはこの表に公園云々と載っているのはどういうことなのかということ。そこに都市計画が一切出ていないというのはどういうことなのかということ。P17の具体例に出ているが、都市公園等条例の一部とか都市公園とか下に出ているが、都市計画というのは土地利用、土地利用というものには道路も入っている。この道路はどう使うなど広げていくのも全て都市計画決定を受けて行うものであるが。

佐藤局長：P17は単なる具体例だと思うが。これに載っているものが全てではないのでは。例を示しているだけだと思う。

中島委員：役所的な答弁だ。であればなぜ公園を具体的な例に挙げてくるのか。この上位があるだろうということを僕は言っている。

鈴木委員：これには分担金と書いてあるが。

中島委員：国の決定機関だから町に関係ないとすれば、土地利用計画というのも前に話したのは「町全体の町有地の利用計画を持ちなさいよ」と言っている。念頭に置いてほしいと言っているが。町が思いつきで使っていることに不満を持っている。表に出すものは出すべきだと思っている。土地利用計画なども町民に知らせるべきだろう。今後検討して欲しいが。

松浦課長：町有地の未利用地についての関係だが、以前指摘があり昨年度から状況を調べていた。言い訳になるが、地方戦略の関係が出てきてストップしている状況にある。落ち着いてきたのでこれから町有地の未利用地についての関係を進めていく。言われるように町民の意見を取り入れるように考えていきたいと思うのでよろしく願いたい。

中島委員：希望になるかもしれないが、役場退職者は委員の中に何人かいるのか。公募ではなく町

から誘った経過はあるのか。知る限りで構わない。

宇都宮係長：知る限りでは、基本条例での委員には町の退職者は1名いる。

中島委員：本会議ではなく委員会なので、捉え方によっては町民に失礼な言葉になるが、基本条例もそうだが、多分大学の先生だったか、軸になって担当教授が作られたと思う。馬淵さんだったか。そのへんが作って一般町民に意見を求めて、これは出てくる方が不思議。都会だと大学の先生や色々な学生もいるが、清水にはそこまで作ったものに対して、あるいはビジョンもそうだが、これに対して意見がたくさん出てくることは正直期待できない。僕自身も文書表現で意見を出せる能力はないと自分自身思っている。期待ではなく、理解をどう町民にしてもらうのか。担当課として日々どうやって理解してもらうのか大きなテーマを掲げて町民と接する時に持ってもらいたい。答弁は要らない。企画課の課題として持ってもらうという希望を述べて終わりたいと思う。

委員長：今までの中でまとめたいと思う。共通の認識として委員各位も説明者もこの町民意見制度が機能しているものではないという認識でよろしいか。説明の中でそう言われていたと思う。町民の皆さんには伝わっていないということで、10年も経っているのに未だに職員に周知するだけしかしていないと言っていた。職員から始めなければいけないという表現だった。まだそれが終わっておらず、この後町民に出しやすくわかりやすくしてくれるものと思うが、今聞いても意見は出ないと思う。これからの話だと感じた。近いうちに当委員会へ答申をいただけるような会を作ってもいいのかと思う。それに対する意見を述べる方が建設的と思うがどうか。委員のみなさんはどうか。企画課はどうか。

松浦課長：職員に関して周知がいないというのは、関わる方というのは担当の係長だったり全職員が直接関わっていない場合もある。自分が関係していなければあまり気にしていないということもあり、全然理解していないという意味で言ったわけではない。町民への周知の関係では、広報紙を利用して毎年出しており、4月の町内会長会議の際にも制度のお知らせをしている。ふれあいトークにおいても各種行事については出向いて講師となって周知を行っている。やれることは参加できる体制はとっており、やり方の検討の部分は更に必要と考えている。全くできていないということではなく努力していることは理解してもらいたい。

委員長：物事というのは成果があつてその経過が認められる。つまり「町民が全く意見を出さない。」「意見がないので反映できない。」しかし、企画課では「パブリックコメントを行っている。」そこで中島委員も言っていたが「ただ満足している。」「やっていない訳ではない。」それなのに成果が出ないことに対する評価というのはどうやっているのか。そこを教えてください。

松浦課長：意見が出なかったからとか、やったから完璧だということではない。意見が多く出てきて政策に生かされればいいことだと思うが、意見が出なかったから評価はゼロというのはどうかと思う。

委員長：評価ゼロが悪いと言っているわけではなく、評価ゼロになっているわけではなくて、要するに意見がないのはなぜか。そこを企画課で検討したことはあるのか。何が悪かったのか。どうして意見が出ないのか。もし検討した議事録でもあれば見せてもらいたい。なければいい。

北村委員：先ほどの話で、基本条例の理解を広げるというところだが、パブリックコメントを求めた時に役場職員が出せるのかどうか。議員がコメントを出せるのか。町民であればできると思うが。このあいだの一般質問の時もそうだったが、議員だから傍聴に行つてはいけないとか、意見を出してはだめだとか役場職員が意見を出したらだめだとかそんな雰囲気最近強くなっている感じがしている。できるのかできないのか認識を聞かせてほしい。

宇都宮係長：職員だから議員だからというものはない。

口田委員：ざっくりばらんな話だが、基本条例そのものを町民はどれくらい理解しているのか。10年経つのに町民に訴える何かが必要なのでは。

松浦課長：何度も言っているが、できるだけ周知というか広報紙に載せたりはしている。何か町民説明会的なものをやってみてはどうかということであれば開催することは問題ないが、

何か逆に意見があれば教えてもらいたい。有効な手段があれば聞かせてほしい。

口田委員：意地悪なあれだけど。町民は全然内容を何も知らない。ただ条例だけは前に進んで行って行政や執行の隠れみのになっているのではないかな。そっちの方だけで満足していて町民は知らないというのが現在の姿ではないか。その中で意見を出せと言われても出てくるわけがない。条例そのものの理解がないことには意見は出てこないと思うがどうか。

松浦課長：何度も同じ答えになるが、浸透させるための良い手段が思いつかない。何かあれば出していただければ助かる。

鈴木議員：もしかするとこれは企画の問題ではなく、企画にお願いしている各課の問題であるのかもしれない。最後に出てきている例のように誰も出してくるはずはないと思う。その中で工夫が必要となるが、方法論でいけばこのように出すという規則でしかないので、運用の問題だと思う。成果をあげるとするならば企画だけの話に留まらないし全庁的に検討してもらわないとダメではないかと思う。これは堂々巡りになるだろう。協議するしかないだろう。町民がわかりやすく見えるようなやり方を考えてはと思う。

委員長：結論とすると企画課には頑張ってもらって、取りあえず最初に手をつけるとすると今よりも多くの町民の意見を聴取して、それを反映させる。パブリックコメントだけでなくても構わないと思うし、足繁く何かの集会があればそこに参加してみるのもいいだろうし、町内会の懇談会のときはそれをアピールする作戦を考えるのもいいだろうし、もしくは日々企画課として常に求める答えの数が不満足な物であれば満足なものを求めて方策を模索してほしいという意見で当委員会よろしいだろうか。

(はいの声あり)

委員長：ではそれをお願いして終わりにしたいと思う。長時間にわたりお付き合いいただきありがとうございました。いま言われたことを特にお願いして町民に分りやすい企画を出していただきたいということでよろしく願います。

(14:38 終了)

委員長：すみません。今回の一つ目の所管事務調査の町民意見提出制度についてのまとめについては正副委員長で作る方向だが、特に加えてほしい意見があれば言ってもらいたい。

中島委員：町民への周知の仕方。パブリックコメントのあり方については町民に対しての周知の仕方を町なりには10年経って町も頑張っていると思うが、先ほど委員長が言ったように結果が出ていないのだから、これから時間がかかるかもしれないが工夫をしてもらいたい。全てではなくこの部分だけという言い方もいいのではないかな。

委員長：反映したいと思う。

北村委員：条例の目的に「協働のまちづくりを行うために」というところで、町民が積極的にまちづくりに参加できるようなことをやるために条例を作っているのだから、これに基づいてそのことを推進してもらいたい。そのための方向性を企画課を中心として作っていただきたい。

委員長：他になければ今言われたことを含めてまとめたいと思う。次の調査に向かうのでこの項目についてはこれで終了する。

(14:42 終了)

議件（１）所管事務調査について

②学校給食における危機管理について

委員長：（高橋政悦）ただいまから総務文教常任委員会所管事務調査を行う。さっそく説明をお願いする。

上出課長：最初に教育長からあいさつをさせていただいてから資料概要の説明を行う。詳細については所長から行う。

教育長：（伊藤登）あいさつ省略

上出課長：教育委員会及び学校教育関係の説明。

石津所長：資料説明（別紙資料のとおり）

委員長：当委員会ではこの調査の前段に北海道教育庁へ調査に行っている。道の担当主幹の話では異物混入があった時に偶然十勝管内にいたこともあり、この給食センターを見に来た経過があるとのことだった。その時に清水はBランクだったという話をされていたが、Cランクであれば指導対象になるとのことも言われていた。詳しく聞くと壁と床が少し塗装の剥げがあったり、水が溜まっているところもあったとのことだった。それでBランクだったのではないかとの憶測だが、その辺りの修繕予定や教育長が言われていた夏場の暑い職場環境の改善についてと、また食品を冷やすための冷蔵庫のサイズの改善等については今後どう扱っていくのかを教えてもらいたい。

石津所長：壁床については予算の修繕費があるので今年実施したい。予算に限りがあるのでやりきれないところは次年度以降の実施になる。夏場の環境はエアコンを導入するように予算計上することになっている。冷蔵庫については出し入れしないとものが入りきらない状況にある。冷蔵庫については真空冷却機というものがあるが、料理を作った時には75度以上の加熱処理を行い殺菌するのだが学校へ配食するまでの間の保管について常温で置いておくと菌が増殖することを防ぐものであるが、調理方法を工夫するなどして現在対応している。

宇都宮栄養士：厚生労働省では85度と定めているが、文部科学省では75度となっている。

委員長：おおむねの説明を受けたが、意見等があれば出してもらいたい。

木村委員：今後の課題を含めて、より施設整備の考えというか改善の考え方があれば教えてほしい。

石津所長：大掛かりなものについては計画の中で行うが、対応できるものは調理員の話聞いて対応していきたい。

委員長：できれば参考資料3にある異物混入データの原本と賄材料納入データを見せてもらえないか。

石津所長：パソコンに入っているので見れない。

委員長：簿冊になっていないとすると各職員等々がデータを見るときには、パソコンの前に座ってしか見ることはできないのか。

石津所長：そう。

委員長：どのパソコンでも見るができるのか。

石津所長：私のパソコンに入っている。

北村委員：紙での出力を毎日はいらないということか。

石津所長：毎日はいしていない。異物混入については簿冊があるので職員は見れる状況にある。

北村委員：資料を見ると日々チェックするものがあるが、これはデジタルデータ上でしか見れないのか。

上出課長：日々の点検表は簿冊にしておいてある。データは蓄積しているのでパソコン内にある。
（保守点検簿冊確認）

委員長：実際の賄品納入品クレームデータというのは調理員からのクレームなのか。

石津所長：そう。

委員長：調理員がデータを打ち込むのか。

石津所長：報告を受けて所長が入力している。

委員長：それよっての改善は所長だけがやるのか。

石津所長：業者への指導は私が行っている。

委員長：所長の一手にかかっているということによいか。

石津所長：はい。対応については職員同士で話し合いながら対応をしている。

教育長：専門的な部分は事務職にはわからないので、そういう専門性のあるところを含めて協議し、改善方法を含めて検討している。説明不足で申し訳ない。

中島委員：危機管理マニュアルに関わって、勤務地が学校になっている。批判ではないが、栄養教諭の監督者は学校長という説明があった。前の勤務地は中学校だった。いまは小学校になっている。栄養教諭の配置というのは誰が決めるのか。

教育長：教育委員会で見ながら行っている。中学校と小学校だと教員の必要性が違ってくる。中学だと部活の担当になったりもするので、それを避けるために小学校に行っている。食育の部分では小学校からやらなければならない部分がある。生徒が一番多く、栄養教諭が最も活躍できて需要があるということで清水小学校に配置になっている。

中島委員：今までは給食センターに配置されていた。学校に配置されるようになってから偶然かもしれないが異物混入が増えた感じを受けている。栄養教諭の仕事が増えて目配りが足りなくなっているのではないか。調理場のチーフと栄養教諭が連携を取ることが必要ではないのか。体制づくりが必要だと思う。チーフに対しての賃金はどうなっているのか。

石津所長：経験が多くなれば多少高くなっている。

中島委員：そういうチーフに対して手当を増やしても栄養教諭がいなくてもしっかり管理ができるような体制を作ることも必要だろう。それと先ほども話に出たが、職場環境が暑いということだが、クーラーなどを付けてあげたらよいのではないか。

教育長：実はこの提案があったのは、調理員のことを思って昨年町長からエアコン設置の提案があった。しかし前所長が断った経過がある。今年また話をすると「去年断ったのに」という話になった。現場の話が伝わっておらず、私たちは現場から聞いていたが、もし調理員の汗などが給食に入ったらどうするのかという話もして、総合計画にも載せて次年度実施したいと考えている。高額な予算支出になるかもしれないが設置を考えている。

北村委員：断った理由とは何だったのか。

教育長：そこまでは聞いていない。

宇都宮栄養士：正式な話は聞いていないが、「クーラーを付けてもいいと言われていたが、実際設置するとなるとかなり高額なものになるので多分予算がつかないだろう、だから諦めてくれ。」と話したことがある。

中島委員：全館設置は大変か。

教育長：いずれは整備することが必要になるだろう。去年は保育所にエアコンを設置している。なぜ給食センターには設置しないのかという話にもなった。今年絶対必要ということ結論を出した。

中島委員：衛生管理は厳しくなっているので、それに対応できる施設にしていかなければならないだろう。そして厳しくするところは厳しくしなければ。

教育長：暑い環境にあると集中力が欠けて注意が散漫になる。大事な給食を作る上において改善していきたい。

北村委員：暑いという室温はどのくらいか。

石津所長：蒸気の出る窯の近くが特に暑い。

宇都宮栄養士：空調が入っているが、外気が入ってくるので外が暑いと熱気が入ってくる。

委員長：空調は機能しているのか。

宇都宮栄養士：動かないと酸欠で窒息死する。

委員長：空調は常時動いているのか。

宇都宮栄養士：時間設定している。

委員長：空調を入れると室内へ入る虫の問題があると聞いたが。

宇都宮栄養士：調理員もノイローゼ気味になりそこから虫が入ってくるのではないかという話もあった。業者に点検してもらった結果では虫が入ることはないとのことだった。

委員長：マニュアルはどこまで周知しているのか。

石津所長：代替え常勤共に渡している。

北村委員：体制の見直しも必要ではないか。もう一人くらい一貫して管理できる知識のある人が必要ではないか。改善しなければ再発するのではないか。

中島委員：組織で決めたチーフと栄養教諭が連携を取っていけば改善するのではないかと思う。

上出課長：帯広市以外は文科省が栄養教諭を各町で導入しようという動きがある。学校と兼ねない栄養教諭の配置ということで。管内のほとんどが清水町と同じ状況にある。

中島委員：それができればすごくいいと思う。しかし給食費に跳ね返ってくるのか。

上出課長：それはない。賄材料しか反映されていない。

佐藤局長：委員長の進行で委員会を進めて下さい。

委員長：他に何か。

鈴木委員：北海道教育庁に行ってABCの判定の話があったが、毎年道教委に対して報告するものがあると思うが清水はBの判定であったが、他にもBの判定はあるのか。

上出課長：これは道から判断されるものではなくて、給食センターから提出するものがABCで報告をするものとなっている。

委員長：主幹の話では、たまたま清水町に見に来た時にあの方が「Bを付けた。」と言っているだけで給食センターには連絡していないと言っていた。Cなら指導をするけれどということだった。

鈴木委員：Bに対しての改善はどうするのか。この資料を基に検討をしてもらいたいと思う。

上出課長：指摘事項を受けての改善した旨の報告は行っている。

中島委員：計画をしっかりと持って、担当者は積極的に要望を上げていかなければならないだろう。その時は上げた要望を削られたとしても残していかなければならない。お金がないから施設管理者として要望を止めようということにはならないだろう。

委員長：他にはどうか。ないようなのでここの調査はこれまでとする。説明員の皆さんには協力ありがとうございました。この後はここで調査についてのまとめを行う。

(終了 15:54)

委員長：まとめについては札幌で実施した調査からの継続となっており、今回と合わせて報告書を作成する。特に意見があれば出してほしい。

木村委員：①改善策について。緊急度を要するものから上げていって長期的な見通しと、短期的な見通しを施設管理として持つておくべきだ。

②業者との関係として原料などからの異物混入もあった。従業員の注意もあると思うが、何らかの方法が必要ではないのか。

北村委員：冷蔵庫の指摘があったが、それは何を入れるのか。調理したものを入れるのか何に使うのかがわからなかった。スペースがないということは頻繁に開けることがあるということなので温度管理がどうなっているのか。

委員長：作り置きではなくて、冷まさなければならぬものを入れるのに、以前はできあがったものを入れるときに倍の数があるときに入れ替えが必要だったが、説明ではそういうものは調理の手法を変えて、必要がないようにしたとのことだった。

中島委員：危機マニュアルを作っているのだから調理等に関しては周知されている。壁や床や照明についての環境整備について計画性をもって年次計画などにより行うべきだろう。働く人の環境整備に取り組むことが必要だ。

委員長：調査内容にプラスして次年度以降の予算に反映しやすいような後押しできる報告書としたい。他になければ今日の所管事務調査を終了する。

(終了 16:03)